

5. 化粧品

2022年は、収束を見せつつあった新型コロナウイルス感染症の再拡大、不安定な世界情勢が消費マインドに影響し、成長鈍化傾向を見せる1年であった。しかしながら、2023年は本格的な新型コロナウイルス感染症の収束を迎え、中国は今後さらなる世界経済の牽引役となることは間違いなく、いっそうの内需拡大や国際協力の促進に期待する。

我々化粧品業界も、変化を続ける消費者への權益の提供を通じ、中国化粧品市場へ貢献できるよう尽力していきたい。

2022年の回顧

中国消費市場は、国内での新型コロナウイルスの蔓延や不安定な世界情勢により消費者の消費マインドは落ち着き、市場は伸び悩むこととなった。化粧品市場も同様の傾向となり、また世界的な原料高騰から化粧品メーカーには厳しい年となった。一方で、オンラインを通じた購買体験の変化、2000年代生まれの消費者の台頭、高価格帯化粧品市場の拡大など変化があり、今後のさらなる市場拡大に期待できる1年となった。

市場動向

堅調に拡大を続けていたEC市場が2022年には成長が鈍化するも、市場におけるその存在感は依然大きく、2018年より急激に成長した「ライブコマース」販売においても同様である。加えて、メタバースを活用した新たな販売施策も登場し、オンライン上での経験を通じたブランディングや販売手法が多様化した。化粧品業界においても、市場の成長性鈍化や世界的な原料高騰による業績への影響など、多くの企業にとって厳しい側面はあったが、新たな時代への期待感が高まる1年となった。

消費者に目を向けると、全体的に支出は控えめにするものの生活の質は維持するといったような購買行動に変化が現れ始めており、商品知識の向上と相まって、商品を見定めるスキルの向上が見て取れる。特に、デジタルネイティブであり新たな価値観を持つ2000年代生まれの消費者はSNSを活用した情報収集から購入、発信までを当たり前に行い、また新たなデジタル施策にも寛容であることから、消費者としてだけでなく情報発信者としての存在感も増している。

こういった消費者の変化に対し、化粧品市場では付加価値の高い高価格帯化粧品や消費者変化への対応が速い中国ブランドが好調に推移している。

行政の動向

2021年5月1日「化粧品監督管理条例」の実施以降、申請関連およびラベル管理の下位法規制が順次推進され、その他にも随時、「化粧品生産経営監督管理弁法」、「児童化粧品監督管理規定」、「化粧品不良反応モニタリング管理弁法」、「化粧品取り出しサンプリング検査管理弁法」等の法規も公布された。これにより、化粧品業界は、生産経営管理、さらなる消費者保護、不良反応モニタリングおよび発売後

の検査等、さまざまな角度から規範的、かつ健康的に発展に導かれた。我々は関連部門の持続的な努力に対して感謝する。その他、2022年11月7日に国家薬監局総司より化粧品カスタマイズサービス試験運用の通知が公布され、この1年間の試験運用により、化粧品業界の新たな可能性が開かれた。中国の化粧品市場は、ますます整備される法制度のもと、今後も順調に成長していくことが想定される。

2023年の展望と課題

市場展望

2023年の中国化粧品市場は、本格的なアフターコロナの市場になることが考えられる。引き続きオンラインを通じた市場拡大、販売手法の多様化が期待され、消費者参加型のマーケティング手法の発展が見込まれる。一方、新型コロナウイルス感染症の終息により、リアルを通じた市場拡大、新たな体験型販売手法が進化し、消費者を巻き込んだオンライン、オフライン両面での発展が見込まれる。

一方で、世界的な化粧品技術開発面での進化も予想され、新原料や新技術を活用した既存化粧品の枠に捉われない商品設計、医療美容技術の活用、電化製品との連携など、新たな化粧品規制において中国における訴求の可能性を模索されていくものと考えられる。

日系化粧品企業が直面する課題

化粧品監督管理条例および関連下位法規実施後の実務運用対応

2021年1月1日化粧品監督管理条例が実施され、品質安全を消費者權益として堅守していく姿勢を示されたことに、我々化粧品業界として尊重共感するとともに、歓迎する。続いて実施された申請およびラベル関連法規群や新申請システムの運用開始に際し、意見徴収や勉強会の開催、猶予期間の設定を行っていただき感謝する。

しかしながら、運用開始後の過渡期であるが故、申請システムやその運用に関するトラブル、一部不明瞭な運用規則、地方間の意見相違など、申請実務が滞る事態が発生している状況であることから、各種法規の管理運用体制の整備と申請システムの適切な運用を要望する。

化粧品ラベル表示改定に伴う対応

2021年6月3日公布され、2022年5月1日より実施された「化粧品ラベル管理弁法」について、2023年5月1日前までの猶予期間を設けていただいたことに感謝する。我々化粧品業界は、消費者權益である品質安全情報としてのラベル要求を遵守すべく、他の関連法規との整合性も含めた多岐にわたる調整対応を継続している。

しかしながら、ラベル審査基準のバラつきや技術審査期間の長期化に伴う企業負荷が発生していることも事実であり、またラベル要求情報の増大による小容量容器への対応も課題となっている。消費者權益と企業負荷低減の両立を目的とした対話の継続と化粧品ラベル表示の規制緩和を要望する。

原料安全性情報登録対応

2021年5月1日より実施された「化粧品登録および届出資料管理規定資料規範」において、一般化粧品の製品安全試験における動物試験免除およびその免除における日本厚生労働省発行の化粧品製造業許可証明の有効性受け入れや原料安全性情報登録による各原料のコード化など、申請効率化を考慮した運用推進に感謝する。

一方で、そのデータベース構築に向けた、化粧品業界と原料業界、異なる2つの業界による登録情報の乖離や対応が困難な中小原料メーカーの存在、国際的にも整備過渡期であるナノ原料の取り扱いなどに課題が発生していることから、十分な調整期間の設定と円滑な対応整備のために国際標準や原産国標準の受け入れ促進を要望する。

効能効果訴求対応

2021年5月1日より実施された「化粧品分類規則および分類目録」および「化粧品効能訴求評価規範」において、各効能に対する評価方法選択肢の整備や実施前登録届出製品に関する2023年5月1日までの根拠概要公開猶予期間設定に感謝する。

しかしながら、効能自体の定義やその評価法が確立されていない効能分類に対する団体標準策定の必要性や製品毎の品質安全試験を要求する中国規制に対し、さまざまな団体標準策定など対応を進めているものの、設定猶予期間での対応困難な点も存在する。ついては、効能評価試験に関する柔軟な対応として、既存品の延長に関し、免除もしくは製品サイクル相当の5年間の猶予期間の設定、SPFや美白試験に関する海外資格ラボレポートの許容、運用効率化を目的としたRead-Across評価を認めることを要望する。

化粧品不良反応監測管理弁法対応

2022年10月1日から施行された「化粧品不良反応監測管理弁法」において、勉強会など通じ、業界の理解促進を促す活動を実施していただき、感謝する。

ただ現状、報告基準が明確でない部分もあり、対応すべき報告が多く企業の負担となっていることから、報告基準の国際標準を認めた運用を要望する。

化粧品新原料登録届出資料管理規定対応

化粧品監督管理条例改定に伴って発布された「化粧品新原料登録届出資料管理規定」以降、多数の新原料の登録備案が進められており、従来技術開発が止まっていた中国市場においても多様な商品提供につながる事が期待され、運用改定に感謝する。

ただ、依然新原料登録には動物試験など、世界的な流れに反する要求があるため、拡充するには高いハードルが存在することから、国際ガイドラインなど、代替試験を大いに取り入れた運用改定を要望する。

海外製造拠点査察対応

2021年8月6日公布「化粧品生産経営監督管理弁法」による経営者まで含む義務責任、2022年1月7日公布「化粧品生産質量管理規範」による化粧品生産標準が示され、消費

者權益を目的とした法整備をされたことに感謝する。

我々化粧品業界はこれら規制標準を遵守すべく対応を進めているものの、所在国、区域の法律法規が異なることや全品目の形式検査対応など課題が存在するのも事実であることから、所在国、区域の法律法規に準じた認可基準の拡大、検査検体数の調整など柔軟な運用を要望する。

<建議>

1. 化粧品監督管理条例に紐づく各種下位法規施行までの、管理運用体制の整備を要望する

- ①申請システムの確立や運用細則の明確化に要する期間も含めた十分な猶予期間の設置、および市場流通品の救済措置を要望する。
- ②中央官庁からの十分な指導の下、地方でも一貫した運用が成されることを要望する。
- ③運用開始に伴う勉強会などによる民間との対話・交流深化を要望する。

2. 申請システムの適切な実務運用を要望する

- ①システムにアップロードする紙資料に対し、電子印を認めるなど紙資料の削減、廃止の方策の検討を要望する。
- ②サンプル検査に関し、製造工場単位ではなく、同一処方単位でのサンプル検査の実施を要望する。

3. 化粧品ラベル表示の規制緩和を要望する

- ①ラベル変更申請における技術審査期間に対し、技術審査の簡素化を要望する。
- ②禁止用語に関する統一的な基準作成および公開を要望する。
- ③小容量の製品やサンプル等、ラベル要求対応が難しい製品形態に対する電子ラベル法規の早期整備を要望する。

4. 原料安全性登録情報に関し、十分な整備を行った上での運用を要望する

- ①原料メーカーによるシステム登録情報と化粧品メーカー保有情報の乖離整備を考慮した運用細則を要望する。
- ②ナノ原料に対し、安全性評価が過度な要求にならないよう、十分な市場実績を考慮した安全性評価基準の制定を要望する。

5. 効能効果評価に関する柔軟な運用を要望する

- ①美白試験などの試験効率化にあたって有効成分リストの作成やRead-Acrossの考え方を認めることを要望する。
- ②中国内CMA認証機関で実施されるSPFや美白試験に関して、海外資格ラボレポートの許容を要望する。
- ③既存品の延長に関し、免除もしくは製品サイクル

相当の5年間の猶予期間を要望する。

6.化粧品不良反応監測管理弁法に関する柔軟な運用を要望する

報告基準に関して、国際標準も認めた上での運用を要望する。

7.新原料開発において、国際ガイドラインも認めた上での運用を要望する

- ①中国市場へのIECIC非収載原料の投入に関し、国際ガイドラインの受け入れ、もしくは然るべき説明資料の提出によるIECIC非収載原料の使用を認めることを要望する。
- ②中国国内で代替法試験に関して、実施可能な施設の拡充を要望する。

8.海外製造拠点査察に関する柔軟な運用を要望する

- ①所在国、区域の法律法規に準じた認可基準の拡大を要望する。
- ②形式検査に関し、検査検体数の調整を要望する。